

津市労働会館指定管理者候補者 選 定 基 準

この基準は、津市労働会館の管理を指定管理者に行わせるに当たり、最も適当と認める団体を指定管理者候補者（以下「候補者」という。）として選定するため、必要な事項を定める。

1 指定管理者選定委員会の設置

津市指定管理者選定委員会設置等に関する要綱に基づき、津市労働会館ほか9施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 審査基準

次の審査基準に基づいた評価項目を設定し、評価項目ごとに点数を配分した評価表を定める。

(1) 公の施設の管理者としての妥当性

- ア 勤労者の平等利用が図られるものであること
- イ 施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ウ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有していること。

(2) 経費の縮減

- ア 収支計画が妥当であり、管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 勤労者サービスの向上

- ア 施設の効用を最大限発揮できるものであり、サービスの提供により勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図ることができるものであること。
- イ 条例第7条に規定する業務を行う体制を有していること。
- ウ 勤労者のニーズに合った事業展開を見込めるとともに、地域特性への配慮等を十分に考慮したものであること。

3 審査方法

提出された応募書類に基づき、応募資格及び提案内容等を委員会において審査するものとする。

委員会の審査は、別紙津市労働会館指定管理者候補者選定評価表に基づき採点し、各審査員の評価点の総合計が、全体の60%以上の点数を取得した場合、その法人その他の団体を候補者として選定する。